

熊本県公報

号外 第 30 号
平成 16 年 4 月 21 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例……………	(行政経営課) 1
○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	(財政課) 2
規 則	
○政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(秘書課) 2
登 載 依 頼	
○熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………	(人事委員会) 2
○熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(") 2
○熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………	(") 3
○熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則……………	(") 3

本号で公布された規則のあらまし

◇政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 所得税法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 8 号）により租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が改正され、商品先物取引に加え、有価証券先物取引等にも申告分離課税制度が適用されたこと等に伴い、所得等報告書の様式を整理することとした。
 1 所得等報告書の様式中の「商品先物取引」を「先物取引」に改めることとした。（別記第 3 号様式関係）
 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 39 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例
 熊本県内部組織設置条例（昭和 27 年熊本県条例第 91 号）の一部を次のように改正する。
 第 2 条第 1 号中「総合調整局」を「総合政策局」に改め、同号ア中「調整」を「企画、調査及び調整」に改め、同条第 2 号オを次のように改める。
 オ 危機管理に係る調整、防災及び消防に関する事項
 第 2 条第 3 号中「企画振興部」を「地域振興部」に改め、同号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同条第 6 号中エを削る。

附 則 (施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(熊本県国土利用計画審議会条例の一部改正)
- 熊本県国土利用計画審議会条例（昭和 49 年熊本県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。
(熊本県土地利用審査会条例の一部改正)
- 熊本県土地利用審査会条例（昭和 49 年熊本県条例第 58 号）の一部を次のように改正する。
第 5 条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 40 号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例
熊本県議会委員会条例（昭和 31 年熊本県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号ア中「総合調整局」を「総合政策局」に改め、同号ウ中「企画振興部」を
「地域振興部」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 4 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 32 号

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則
政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年熊本県規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「商品先物取引」を「先物取引」に、

受贈財産の課税価格

--

 を

受贈財産の課税価格	円
-----------	---

 に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 4 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 24 号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 注中第 8 号を次のように改める。

8 「体力試験」とは、職務遂行上必要な体力についての実地試験をいう。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16 年 4 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 25 号

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
別表知事の事務部局総合調整局の項中「総合調整局」を「総合政策局」に、

局次長
室長

危機管理監	100 分の 20
	100 分の 16

 を

局次長	100 分の 20
-----	-----------

 に改め、同表知事の事務部局総務部本庁の項中「総室長」を「危機管理監 総室長」に、「総室次長」を「総室次長 危機管理室長」に改め、同表知事の事務部局企画振興部の項中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月21日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月21日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第26号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）
の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) ところの医療センターにおける看護業務の管理又は監督のための看護師長等の当
直勤務
附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月21日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第27号

熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の宿日直手当に関する規則（昭和28年熊本県人事委員会規則第2号）の一部
を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「及び同項第7号の勤務」を「、同項第7号の勤務及び同項第8
号の勤務」に改め、同項第4号中「第6条第1項第8号」を「第6条第1項第9号」に改
める。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

